

鳥取自動車道案内誘導の考え方(提案)

平成24年11月

地域活性化のための鳥取自動車道の利活用に関する検討委員会

目 次

1. 背景
2. 目的
3. 適用範囲
4. 鳥取道本線から案内すべき施設
5. 鳥取道利活用推進協議会について
6. 案内誘導実施の対象とするインターチェンジについて
7. 合意形成について
8. 案内誘導の範囲について
9. 案内誘導標示板の配置イメージについて
10. 高速道路外の案内誘導について
11. 案内標示板の設置者について
12. 案内誘導する施設選定の流れについて

鳥取自動車道案内誘導の考え方(提案)

1. 背景

中国横断自動車道姫路鳥取線の一部を成す鳥取自動車道(以下、「鳥取道」という)においては、新直轄方式による無料の高速道路として整備がされている。しかし、新直轄方式による高速道路については、コスト縮減メニューに従いサービスエリア・パーキングエリアといった休憩施設の整備がされておらず、そのために長距離を走行する利用者にとって必要と考えられる以下のようなサービスが提供できない現状となっている。

- ・トイレ : ドライバー・同乗者の生理現象への対応
- ・駐車場 : 休憩・疲労回復のための休養・仮眠への対応
- ・給油所 : 自動車専用道路における燃料切れの防止

また、沿線自治体では、従来から街道や宿場町を活かして地域活性化に取り組んできているところであるが、鳥取道のインターチェンジから沿線の各種施設や街道の宿場町等への適切な案内や地域資源への周遊を促す沿線地域との連携が求められているところであり、案内誘導の試行を重ね、一つの方策として取りまとめたものである。

2. 目的

無料でインターチェンジの乗り降りが自由にできるという鳥取道の特性を活かし、鳥取道本線上からインターチェンジを経由した高速道路外に存在する各種施設への案内誘導を行うことで、道路利用者サービスの向上および地域活性化を図ることを目的とするものである。

3. 適用範囲

国土交通省鳥取河川国道事務所が管理する鳥取道において、高速道路外に存在する沿線施設への案内誘導標示を整備する場合に適用する。

鳥取自動車道案内誘導の考え方(提案)

4. 鳥取道本線から案内すべき施設

高速道路である鳥取道本線上から案内すべきものは、当面以下のとおりとする。

- (1) **休憩施設**(24時間利用可能で、大型車の駐車場やトイレなどの休憩機能を持つ施設とし、『「道の駅」登録・案内要綱』に準じたものであること)
- (2) **給油施設**(年中無休、大型車の給油が可能であること)
- (3) **観光地**(観光施設、観光拠点、観光資源など、主要な観光地として位置付けられており、公共性の高いもの)

5. 鳥取道利活用推進協議会について

別表に示す行政機関にて構成される鳥取道利活用推進協議会(以下、「推進協議会」という)を設置し、下記項目に対し協議・審査等を行うものとする。

事務局は国土交通省鳥取河川国道事務所調査設計課とする。

- ・「鳥取自動車道案内誘導の考え方」の改訂、ガイドラインの策定
- ・「鳥取自動車道案内誘導の考え方」に基づく誘導施設の審査
- ・鳥取道の利活用に関する地域からの提案の検討

6. 案内誘導実施の対象とするインターチェンジについて

各インターチェンジにおける**各種施設の案内誘導実施の有無については**、当該インターチェンジの交通特性や地域事情を考慮した上で、**推進協議会での協議を経て決定されるものとする。**

鳥取自動車道案内誘導の考え方(提案)

【別表】鳥取道利活用推進協議会構成員について

委 員 (所属 ・ 役職)	備 考 (オブザーバー等)
国土交通省 中国地方整備局 道路部 地域道路調整官	
国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長	
鳥取県 県土整備部 道路企画課長	
鳥取県 生活環境部 景観まちづくり課長	
鳥取県 文化観光局 観光政策課長	
鳥取県 未来づくり推進局 鳥取力創造課長	
岡山県 土木部 道路建設課長	
岡山県 土木部 道路整備課長	
岡山県 都市局 都市計画課長	
岡山県 産業労働部 観光課長	
兵庫県 県土整備部 土木局 道路企画課 高速道路室長	
兵庫県 西播磨県民局 元気づくり参事	オブザーバー
鳥取市 都市整備部次長 兼 都市企画課長	
鳥取市 経済観光部 観光コンベンション推進課長	
岩美町 産業建設課長	
八頭町 建設課長	
若桜町 町土整備課長	
智頭町 建設農林課長	
美作市 ドリームプラン推進室長	
美作市 協働企画課長	
美作市 商工観光課長	
西粟倉村 産業観光課長	
佐用町 商工観光課長	
西日本高速道路株式会社 福崎高速道路事務所 工務課長	
西日本高速道路株式会社 津山高速道路事務所 工務課長	

鳥取自動車道案内誘導の考え方(提案)

7. 合意形成について

休憩施設等の案内標示板設置にあたっては、インターチェンジの立地する市町村が事務局となって、関係自治体や地域づくり団体、民間の関係者、道路管理者等からなる地域協議会を設置し、**地域の合意形成が成されていること**を前提とする。

8. 案内誘導の範囲について

(1) 休憩施設および給油施設について

休憩施設および給油施設については、下記の範囲にあるものを対象とする。

- (a) 原則としてインターチェンジから**2.5km以内(5分以内)**に存在すること。
- (b) 給油施設については、(a)の範囲にある**一般公募等の公平性が保たれた方法により選定された複数の施設**を対象とするが、施設の数が多い場合には**インターチェンジからの距離が近い施設を優先**するものとする。

(2) 観光地について(※)

観光地については、下記の条件に該当するものを対象とする。

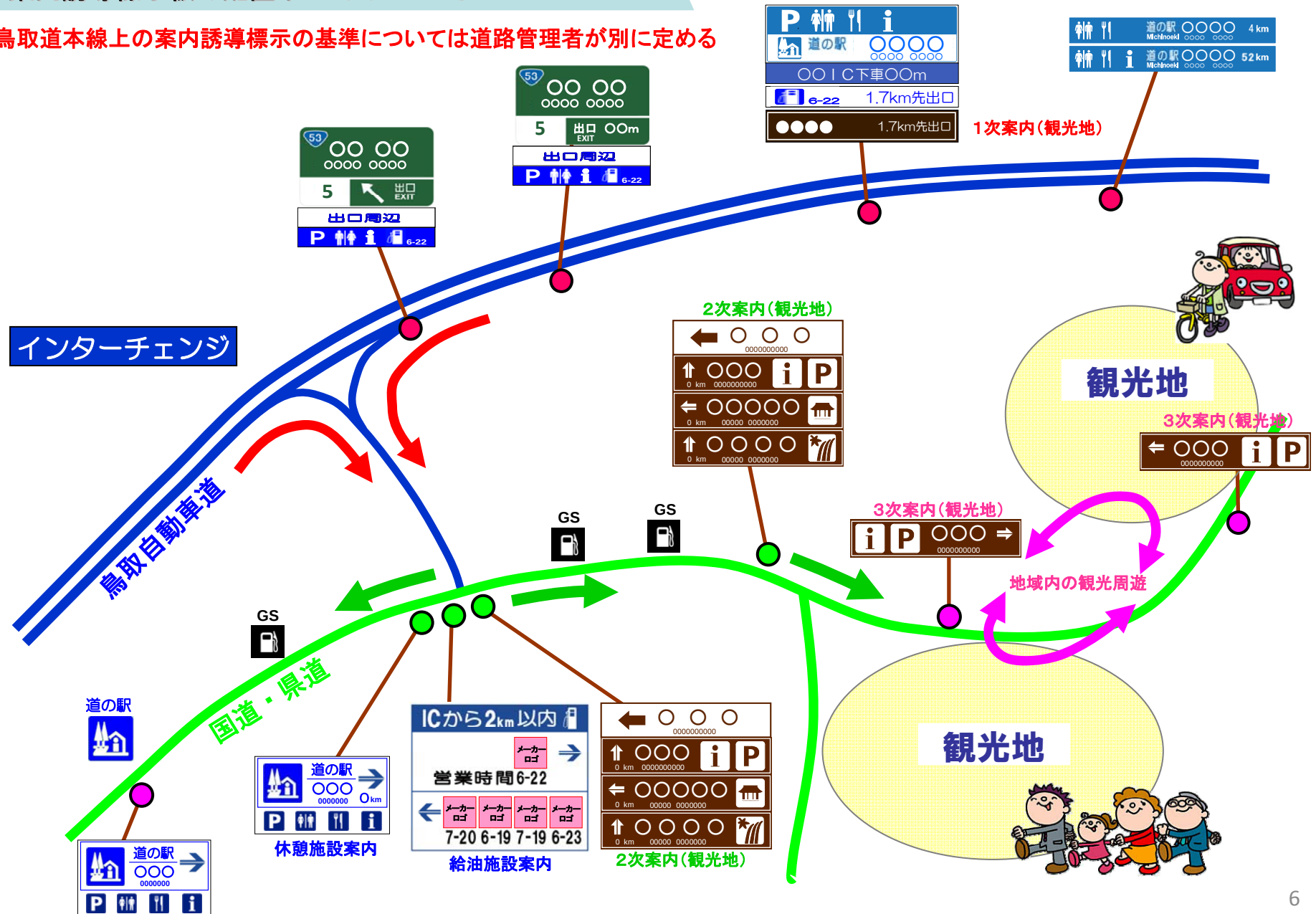
- (a) 鳥取道本線上から案内する観光地は、**1インターチェンジにつき1名称**とする。
- (b) 当該インターチェンジから案内することが適切な範囲であること。**(最寄りのインターチェンジであること)**
- (c) **公共性が高いこと**。(著名地点もしくはそれに準ずるものであること)
- (d) 鳥取道本線上からインターチェンジを経由した目的地まで**統一感のあるデザインによる一体的な案内誘導がされること**。

(※) 鳥取道本線上からの観光地案内については、その交通安全への影響等、今後も課題整理が必要

鳥取自動車道案内誘導の考え方(提案)

9. 案内誘導標示板の配置イメージについて

※鳥取道本線上の案内誘導標示の基準については道路管理者が別に定める



鳥取自動車道案内誘導の考え方(提案)

10. 高速道路外の案内誘導について

給油施設および観光地については、その確実な案内誘導性や地域への周遊効果による活性化を目的に、高速道路外にも案内誘導標示板を設置する。

高速道路外に設置する案内標示板については、**鳥取道本線上の案内標示板と併せて一体的に設置**されるものであり、**高速道路外のみ**に設置することは「**基本的考え方**」の適用から外れるものである。

(1) 休憩施設について

- ・インターチェンジ接続路と一般道路の接続部付近 … 施設のピクトマーク、施設名称、距離など
- ・休憩施設直近 … 施設のピクトマーク、施設名称など

(2) 給油施設について

- ・インターチェンジ接続路と一般道路の接続部付近(1箇所) … 案内誘導対象となる給油施設の営業時間など

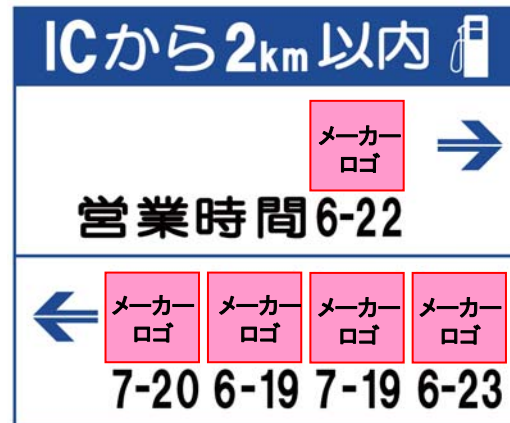
(3) 観光地について

- ・インターチェンジを降りた先の一般道の分岐付近等(2次誘導) … 主要な観光地名、距離、ピクトマーク(あれば)
- ・目的の観光施設直近や、最寄りの交差点付近(3次誘導) … 直近の観光地名、距離、ピクトマーク(あれば)

【参考: 高速道路外の案内誘導標示レイアウト】



↑ 休憩施設案内標示板



↑ 給油施設案内標示板(高速道路外)

(W2,050 × H1,700)



↑ 観光地案内標示板(2次誘導)

(W2,060 × H1,960)



↑ 観光地案内標示板(3次誘導)

(W2,000 × H500)

鳥取自動車道案内誘導の考え方(提案)

11. 案内標示板の設置者について

鳥取道本線上および高速道路外に設置する案内標示板の設置者は、以下のとおりとする。

(1) 休憩施設について

- ・鳥取道本線上 … 道路管理者(国土交通省)が設置
- ・高速道路外 … 道路管理者が設置

(2) 給油施設について

- ・鳥取道本線上 … 道路管理者(国土交通省)が設置
- ・高速道路外 … 国または公共的団体が設置

(道路区域内に設置する場合において、道路管理者以外が設置する場合は占用とする)

※ただし、商標表示する場合において、商標表示部分については給油所事業者が転貸により広告料を支払う。

(3) 観光地について

- ・鳥取道本線上 … 道路管理者(国土交通省)が設置
- ・高速道路外 … 国または公共的団体が設置

(道路区域内に設置する場合において、道路管理者以外が設置する場合は占用とする)

※公共的団体 … 地方公共団体および公共的活動を営む団体(商工会などの産業経済団体、社会福祉協議会などの厚生社会事業団体、自治会などの地域活動団体などとし、地方自治法第157条の公共的団体等とその範囲を同じくするもの)

鳥取自動車道案内誘導の考え方(提案)

12. 案内誘導する施設選定の流れについて

